

【2】石狩市の空き家の現状と今後の対策について

（1）石狩市空家等対策協議会について

①協議会の位置づけ

- ・法第7条の規定に基づく法定の協議会
- ・石狩市空家等対策協議会条例に基づき設置（資料2-2参照）

②協議会の目的

- ・法第6条に規定する石狩市空家等対策計画の作成、変更、実施に関する協議

（2）石狩市の空き家の状況について

- ・平成26年度と平成27年度に、市職員による「石狩市空き家対策外観調査」を実施

年 (1月1日現在)	住宅数(棟)		市内の 人口 (人)	世帯数 (世帯)	空家数 (棟)
	総数	左記の内、戸 建て住宅数			
平成27年	20,240	19,226	59,362	26,984	557
平成28年	集計中	集計中	59,202	27,189	623

※出典 住宅数：家屋台帳 各年度の市内の人口及び世帯数：住民基本台帳

（3）石狩市空家等対策計画の骨子について

(資料2-3参照)

（4）特定空家等の認定基準の考え方について

①「特定空家等」の定義（法第2条第2項）

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

②認定基準の作成についての参考とするもの

- ・「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）
(資料2-4参照)
- ・外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）（平成23年12月 国土交通省住宅局住環境整備室）
(資料2-5参照)